

明治初期の家計補助的女子賃金

山 本 眞 一*

Shinichi YAMAMOTO

The Female's Wages for Covering Household
Expenses in the Early Meije Period

Summary

The purpose of this short article is to research into the condition of female's wages on the period of primary capital accumulation in Japan. Even general worker's wages, excepting the part of skilled worker in this period, wasn't sufficient wages for living expenses, and the ratios of female's wages to worker's one was 60 or thereabout percent in the initial stages of the government enterprises.

The female's wages was nothing but a minimum subsistence for herself alone. Accordingly, it was only helpful to reduce the number of mouths to feed for cutting her parent's household expenses. Therefore, this low female's wages was useful enough for the primary accumulation of capital in Japan, but couldn't help herself household.

はじめに

家庭管理機能の一つは、家族の生活（生命）の維持と再生産である。この生活の維持と再生産は、家族の内的維持機能として家族から期待されると同時に、社会の下部システムとして社会から期待される役割機能でもある。資本主義制度において、この二面性は一方が人間の本性に規定されて、より豊かな生活の有用性を求めるのに対して、他方は資本の運動法則に規定されて生産過程に入用な労働力の維持と再生産を期待する。この期待はすべての家庭において、生活の維持と再生産が実現されなければならないということではなく、全体として必要な労働力が維持され、再生産されればよいということである。

資本主義制度の中で労働者家族が生活の維持と再生産を行う為には、基本的に賃労働に従事しなければならない。

そして、この賃金の状態がその世帯の生活を規定していく。つまり日々の生活の再生産と世代的な生活の再生

産は、その世帯の稼得する賃金の大きさによって左右されるわけである。逆にいえば、生活に必要な価値の大きさが賃金として支払われなければこの再生産は困難となる。ところが現実の賃金は労働力の価値以下へ切り下げられる場合が多々あり、その場合には個々の世帯で妻子が賃労働者化して生計を補わざるを得ない。

一方、資本の発達には労働力の価値分割を進めるが、日本の現状をみると、世帯収入に占める世帯主の賃金割合が減少して妻の賃金割合が増大してきている。

今日、女子労働力人口に占める被用者の割合は高まっている。しかし女子賃金は男子賃金の59.5%¹⁾（昭和54年所定内給与、）にすぎず、雇用形態をみるとパートタイム労働に代表される中高年婦人労働者の無権利的状態とか、結婚退職制度の残存等はさまざまな問題を生じさせており、社会問題化しつつある。

このような劣悪な女子賃金収入も家庭管理機能の規定要因の一つである時、その生成と展開を歴史的に検討する必要がある。それは先に述べた家庭管理機能の両面に女子賃金がどのように機能したのか、つまり個々の家庭での生活の維持と再生産にどのようにかかわったのか、

* 島根大学教育学部家政研究室

又、資本からはどのように位置づけられ、それにどうこたえたかを問うことである。

そこで、この小論では日本資本主義の創出過程である明治初期の女子賃金について検討してみたい。

(I)

日本資本主義は明治初年から20年頃に至る本源的蓄積期、そして明治中期の産業資本の確立を過て明治後期に確立されたといわれている²⁾。

資本の確立過程における賃金を川上正道教授は、「『この原蓄期』に萌芽したところのいわゆる『家計補助的』賃金は……確立期には一般的に普及し³⁾」とされ、又、大河内一男教授は日本の賃労働は単身流出者たることを原型としているとされている⁴⁾。ではこの家計補助的賃金、単身者賃金はどのように展開されたのであろうか。

明治当初、日本は「内務省戸籍調による1872年(明5)の有業人口(約1906万人)の構成によれば、農業が約1470万人、77.1%、商業が約133万人、7%にたっし、工業はわずかに約70万人、3.7%の比重しかもっていない、当時の日本は、まさに一個の純然たる半封建的農業国であった⁵⁾」が、急速に資本主義化を押し進めるために、明治政府は当初より近代工業の外国からの移入を計った。それはまさに上からの創出であった⁶⁾。明治政府はまずその近代化を官営工場の設立をもって推進していった。

その第一は軍事的な性格をともなったところの重工業部門(第一部門)である。

それを横須賀製鉄所の創設にみれば、「日本政府が造船所設立ニ先ダテテ至急ノ着手ヲ要スルモノハ^(セトツ)ノ製作所ヲ横浜ニ設ケ現時所有ノ工作機械(米国ヨリ購入セシモノヲ云フ)ヲ据付ケ以テ艦船修理ノ工事を起シ併セテ本邦人ヲシテ西式工業ヲ習肄セシムルニ在リ是ニ因ハテ佛国海軍士官ヲ雇入レ以テ其事業ヲ擔当セシムベシ⁷⁾」(慶応元年)というように、すでに幕末において日本の近代化が計られていた。この横須賀製鉄所設立の資金調達について、当時のフランス公使は老中諏訪因幡守に対して、「造船所設立ハ主トシテ貴邦全国ノ富強ヲ図ル所以ナリ宜ク邦内列藩ヨリシテ基経費ヲ課出セシムベシ、即チ生絲ノ如キハ全国一般ニ課税シ之ヲ海外ニ輸出シ其利ヲ収メテ以テ財政ヲ助クベシ⁸⁾」と提言した。しかし当時の生産段階では輸出によって外貨を獲得する力はなかった。その為、老中は「願クハ国産ノ生絲ヲ以テ此費ニ充ツルヲ得⁹⁾」と申し出て、フランス公使の承諾を得ている。

この幕末の方針は明治政府に継承されていったが、軍

事的重工業部門を先行させ、それに必要な資本を第二部門としての軽工業の育成に求めるという資本の発達からすれば転倒した形で進められた。それは、イギリス、アメリカ等の列強の外圧の中で軍備の拡充が不可欠であったことと、国内的には中央集権的統一と治安維持の為にそれが急がれたからであった。

第二部門としての軽工業の近代化を明治5年開設の富岡製糸場にみれば、「伊藤博文ハ於茲外商カ斯克製糸場設立ノ事ニ熱心ナルハ其業ニ利益アルハ疑ナシト確信シ、到底忽諸ニ附スベカラサル事トシテ比ニ製糸場設立シ、旧来製糸法ヲ革正セント欲シ、議ヲ民部、大蔵両省ニ回ス、僉日、教師ヲ海外ニ徴シ一大製糸場ヲ起シ、糸縷精良、色沢玲瓏、佳品ヲ製シテ之ヲ発売セハ粗製濫造其術ヲ逞スルヲ得スシテ農商皆之ヲ欣羨シ、天下ノ製糸法自ラ革リ、信ヲ海外ニ取ルニ足り、以テ我国ヲ富スヲ得ント政府其議ヲ可トシ、乃チ其事ニ從ハシム、実ニ明治三年二月也¹⁰⁾。」と、富岡製糸場の開設は1) 外国から技術の伝習を受けること。2) 生糸の優良な品を輸出し外貨を得ることと位置づけられている。

横須賀製鉄所、富岡製糸場の生産機械はいずれも輸入品であったが、それに従事出来る質的水準をもつ労働力は伝習をもって新たに養成されなければならなかった。横須賀造船所(明治4年に横須賀製鉄所は横須賀造船所と改名)に技術の伝習をみれば、「内国人ニ在リテハ鐵工ニ木工ニ各々本邦固有ノ工業ニ熟達スルモノ百名ヲ選抜シ、佛人ヲシテ之ニ西式工業ヲ傳授セシム且甲熟スレバ乙ニ傳ヘ乙熟スレバ丙ニ傳ヘ各自相競ヒテ其技術ヲ進マシメ以テ成業ヲ期スルモノトス¹¹⁾」と、まず在来の類似の熟練職工が充当され、そしてそれらの職工から技術を順次伝習していくことが目指された。

このように明治初期は、近代的生産技術の習得を課題としたところの近代的賃労働の創出過程であった。

それでは、この明治初期の賃金はどのような状態であったかを次に検討してみたい。

(II)

横須賀造船所の職工の賃金は横須賀造船所の海軍造船局への報告書(明治5年)によると(表I)であった。

船工の日給は三等平職の28銭から一等頭目の38銭及び玄米一升である。明治5年の米一升の価格(正米、卸売価格)が3.88¹²⁾銭であるから米による賃金の現物支給分をを換算して加えれば、約42銭程度となる。又、造家工の日給の最低は船工のそれと同じく28銭で、最高は二等頭目の34銭であった。

明治6年になると等級が15等級へ細分化されて(表II)

(表I) 船工・造家工の日給 (明治5年)

船 工	日 給
一等頭目	金三十八銭及玄米一升
二等頭目	同三十六銭及玄米一升
差配方	同三十四銭
一等平職	同三十二銭
二等平職	同三十銭
三等平職	同二十八銭
造 家 工 日 給	
二等頭目	金三十四銭
一等平職	同三十銭
二等平職	同二十八銭

出所：「横須賀海軍船廠史」より

となった。頭目は一等の一で日給50銭であり、最下級の平職の三等の四が日給22銭であった。そして、その下に壮年・少年見習いが続き・少年見習いの三級が日給10銭であった。この横須賀造船所の職工(頭目)賃金は、貨幣制度調査会報告¹³⁾による大工(中等)の日給50銭(明治5年)、42銭(明治6年)からすれば決して高くはなく、むしろ同じ程度と云ってよかろう。このことは当時の労働移動が激しい中で官営工場への定着率を低める理由の一つであった。そこで明治6年には、「従来本所職工ノ日給ハ技能ノ優劣ニ因リテ十銭乃至三十八銭ヲ程度トシタルニ近年新事業ヲ創起セル他ノ工作所ハ官立ト私立トヲ問ハズ概シ過當ノ備料ヲ給與スルヲ以テ本所ノ職工中少シク技能アルモノハ往々此等ノ工場ニ轉傭セラルルニ至ル然レドモ本所ノ経費ハ既ニ定額アリテ職工ノ給料ヲ増加スル方法ナキヲ以テ新ニ月給職工ノ制ヲ設

(表III) 抱職工月給表

職名及等級	月 給	等 級	月 給
頭 目	十二圓以上	二等ノ二	八圓
差配方	十一圓ヨリ十圓迄	二等ノ三	七圓五十銭
一等ノ一	九圓五十銭	三等ノ一	六圓五十銭
一等ノ二	九圓	三等ノ二	六圓
二等ノ一	八圓五十銭	三等ノ三	五圓五十銭

出所：「横須賀海軍船廠史」

ケ14)」と雇用形態が抱職工という形を含んだものへ改定(表III)された。当時の一般的な職人賃金が日給制の時にこの月給制度の新設は、国策としてこの重工業の確立がいかに重要であったかを物語っている。しかし、この抱職工に格付けされた職工、あるいは(表I)(表II)の等級制賃金の上級等級に格付けされた職工は限られており、多くは下級の等級に格付けされていた。

一方富岡製糸場における工女の賃金(明治5年)は(表IV)であった。

富岡製糸場の開設当初における工女の賃金は年俸であった。これは「連れられていった娘は外人に血を吸われるという風評によって¹⁵⁾」工女の募集が困難を極めたために、「富岡製糸場の工女と云えば大変な権威がありました。それは大蔵省の製糸場であり、入場してゐる者が徳川旗本のお嬢様とか或は地方の有力な士族の娘達ばかりでありました¹⁶⁾」と回顧されているように旧士族等の子女が国家への忠誠から伝習工女になっていったことの反映である。

この工女の年俸を日給に換算してみれば、一等工女8.3銭、二等工女6銭、三等工女4銭、等外3銭となる¹⁷⁾。それに夏と冬の服料5円、及び賄料9銭2厘を

(表II) 五 職 日 給 表 (明治6年)

上級頭目	中級頭目	下級頭目	此三級ノ日給ハ皆五十以上ニシテ給額ニ定制ナシ				
一等ノ一頭目	一等ノ二頭目	二等ノ一頭目	二等ノ二頭目	一等小頭	二頭小頭 平職一等ノ一	職平一等ノ二	同一等ノ三
五十銭	四十八銭	四十六銭	四十四銭	四十二銭	四十銭	三十八銭	三十六銭
平職 二等ノ一	同 二等ノ二	同 二等ノ三	同 三等ノ一	同 三等ノ二	同 三等ノ三	同 三等ノ四	
壮年見習 一級	同 二級	同 三級	少年見習 一級	同 二級	同 三級		
二十銭	十八銭	十六銭	十四銭	十二銭	十銭		

出所：「横須賀海軍船廠史」

(表Ⅳ) 工女給料 (明治5年)

等級	工女給料	月賦ヲ以テ之ヲ給ス別ニ每人金五円夏冬ノ服料トシテ給ス賄料一日每人七錢一厘有寄後改メテ九錢二厘トス。
一等	金二十五円 (一ケ年)	
二等	金 十八円 (〃)	
三等	金 十二円 (〃)	
等外	金 九円 (〃)	

出所：「富岡製糸場誌」

加算すると日給は、およそ一等工女 19.2銭、二等工女 16.9銭、三等工女 14.9銭、等外 13.9銭となる。この賃金額を長野県諏訪郡生糸工女の賃金 (明治7年) の一等7銭、二等6銭、三等5銭、あるいは足利地方の機織工女の12銭と比較してみれば、年俸形態のみならず賃金額においても相対的に高い。つまりこの賃金の大きさにも重点的な国家政策の反映が現われていたわけである。同時にこれら伝習工女が旧士族階級から半強制的な割当にもとづいて供給されたことは、身分制賃金及び雇用に際しての封建制の温存が繊維工業の確立過程において当初より組み込まれていたといえるであろう。

ところでこの伝習工女の賃金を横須賀造船所の職員の賃金と比較 (しかし、職種が異っているので直接的に厳密な比較はできない) してみると、一等工女の賃金でも三等平職の28銭に及ばない。又、二等工女の16.9銭は三等工職28銭の60.4%である。そしてこの三等平職の賃金と上述の諏訪郡生糸工女の賃金を比較すれば、生糸工女 (二等) はその21.4%でしかない。又、生糸工女 (三級) の賃金は横須賀造船所の少年見習職員の三級10銭に対しては50%である。

このように近代的官営工場的女子賃金は男子親方職人層の約60%前後であった。又、諏訪郡生糸工女、足利地方の機織工女の賃金は親方職人層にくらべて極めて低かった。そして、官営工場の初期の伝習工女の相対的に高い賃金は、それ以後の工女の募集を容易にしていたが、その賃金も親方職人層よりも低く位置づけられていたわけで当時の封建的な男尊女卑の状態を示している。

男女賃金の格差を民間の賃金にみると、先の足利地方の機織の場合、男工に対する女工の賃金割合は次のようであった。明治6年 (63.0%)、10年 (58.8%)、15年 (66.0%)、20年 (60.0%¹⁸⁾) で女工の賃金は男工の約60%前後であった。又、時代的には明治初期の終り頃になるが、大阪紡績会社でみれば、「明治十五年十二月、男女工の賃金を定めようとする時、これを定める標準がなく大変困りました。……そこでいろいろと研究の結

果、男工には米二升 (當時一升六錢位) を支給することとして初給を十二銭と定め、女工は初給を七銭と定めました¹⁹⁾」となっており、女工賃金は男工の58.3%であった。そして明治16年以降の男工賃金に対する女工賃金割合 (表Ⅴ) は、明治16年 (55%)、17年 (55%)、18年 (55%)、19年 (68%)、20年 (57%) であった。このように界子賃金の55~68%という女子賃金の大きさは、最初に述べた59.5%の現状ときわめて類似しているのである。

以上みたような明治初期の賃労働創出にあたって、当初の伝習工女の高賃金を長期にわたって維持することは資本の一般法則と矛盾し、その解決がはかられなければならなかった。

(Ⅲ)

資本蓄積と伝習工女への高賃金支払いという矛盾の解決は明治6年に始まる地租改正によって進められた。この地租改正は寄生地主化及び地主と小作農の半封建的な再編成と拡大であった。小作農は小作地料として、基本的に粗収穫の50%を納めなければならず、生活は極めて困窮していた。このような小作農の生活の中で、その子女及び二・三男が年長になってもそのまま生家に止まっていることは、その農家の生活が維持できないことにつながった。そして同時に、本人にとっても独立した世帯を形成して、世代的な再生産過程を営むことへ参入していくことは非常に困難であったのであろう。だからこそそれらの多くが作男や下女となって奉公に出ていき、あるいは工女となっていったわけである。

本源の資本蓄積期の当初、長野県の生糸工女の賃金が5~7銭 (明治7年、日給 (以下同じ)) であったが、同じ年の農夫の賃金 (明治7年、全国平均) も6.9銭 (上等) ~5.5銭 (下等²⁰⁾) とほぼ等しく、その後期 (明治19年) を富岡製糸場にみれば、女工7銭²¹⁾ に対して農

(表Ⅴ) 男工・女工賃金と男工賃金に対する女工賃金比率

年	男工賃金	女工賃金	対男工女工賃金比率
明治16年	18銭	10銭	55%
17年	18銭	10銭	55%
18年	20銭	11銭	55%
19年	22銭	15銭	68%
20年	26銭	15銭	57%

出所「東洋紡績七十年史」(大阪紡績会社) より作成。

作女が7.9銭²²⁾とほぼ等しい。又、下女をみると賄付で明治13年(7.7銭)、15年(5.7銭)、16年(5.1銭)、17年(3.6銭)、18年(2.5銭)、19年(2.2銭²³⁾)であった。その頃の女工賃金をみると、綿糸力織女工が明治15年(16.0銭)、16年(14.0銭)、17年(11.0銭)、18年(8.0銭)、19年(7.0銭)であり、製糸女工が明治18年(11.0銭)、19年(11.0銭)、20年(10.9銭²⁴⁾)であった。

このような農夫、農作女とほぼ同程度の女工賃金は先に述べたような劣悪な生活におかれていた零細農家の15歳前後の娘を女工として労働市場に吸引するのに十分であった。もちろん身売的前貸金制度が女工募集に有効に作用し、農家の娘達が「家」あるいは親の為に女工になっていったことも見逃せないことである。そして、巧妙な女工募集人の虚偽的、暴力的な募集が後に女工募集の中で見られたことは周知の通りである。

農家の二・三男についても、明治19年の農作男の賃金(13.2銭)と横須賀造船所の職工賃金(20等…15歳以上、12銭、15等…20歳以上、25銭)及び大工賃金(23銭)、鍛冶工賃金(21銭²⁵⁾)をみれば、女子の場合と同様のことがいえるのである。

それでは明治初期の女子賃労働は(はじめに)の項で述べた家庭管理の二面性からみるとどのようであったのであろうか。

その一面として資本から期待された家庭管理、すなわち生産過程に必要な、しかも資本蓄積に必要な剰余価値率の高い低賃金の労働力の維持と再生産は、封建制を残存させた国家政策の下でその機能を果たしたということである。日本資本主義の本源的蓄積に必要な労働力が零細な自・小作農の子女・二・三男を中心として析出されたわけである。その析出は資本主義の個人の自由、いわゆる二重の意味での自由に巧みにセットされていたのである。

では個々の家庭から期待される家庭管理の側面はどうであったのであろうか。

明治初期の賃金と生活状態について、福沢諭吉は「民間経済録」で次のように述べている。

「物ノ價、人ノ骨折ノ代ナレ氏終日汗ヲ流シテ僅ニ十

(表VI) 賃金(日給)の対米価(一升)比

年	機織女工	製糸女工	綿糸力織女工	出所・注：米価は明治1～11年(深川市場正米価)を農商務省「米穀統計年報」より、明治12～20年を大川一司他著「長期経済統計、8」による。機織女工は「貨制度調査会報告」綿糸力織女工は「帝国統計年鑑」、製糸女工の明治7年は揖西光速等「製糸女工の賃金」、11年は「信濃蚕糸業史」、20年は「農商務省統計」による。
明治6	2.50			
7	1.65	0.96		
8	1.65	0.69		
9	2.40			
10	1.80			
11	2.31	0.93		
12	1.69	1.08		
13	1.15			
14	1.05			
15	1.26		1.68	
16	1.70		1.98	
17	1.49		1.37	
18	1.20	1.10	0.80	
19	1.47	1.30	0.85	
20	1.63	1.92	0.95	
		1.08		

銭カ二十銭ノ賃錢ヲ取り一年ノ働ニシテ衣食ニモ足ラザル者アリ、百姓職人又ハ日雇人足等如シ²⁶⁾

福沢諭吉のいっている百姓(農夫)、職人、日雇人足の賃金のうち、百姓(農夫)と日雇人夫の賃金は10～20銭(日給)程度であったが、職人のうち一人前の熟練職人の賃金は明治10年前後では約40銭程度であった。しかし徒弟制度の強く残存した中で、多くの職工賃金は福沢諭吉のいう10～20銭程度の額であったであろう。だからそれらの職工も百姓(農夫)とか日雇人夫と同様に、その賃金で生活を維持し、再生産していくことは往々にして困難であったようである。

一方、寄生地主制とセットされた農村の低劣な生活水準に規定されて展開した織維女工の賃金は(表VI)にみられるように一升の米価と連動した低賃金であった。しかもその女工の就労期間は、明治6年の富岡製糸場の「女工場略則」に示されている「婚嫁ノ後一家ノ需要乏シカラザルノミナラズ己レガカヲ以テ夫ノ家産ヲ資ケ共

(表VII) 印刷局職工の有配偶の有無(明治21年)

本 局 工 場				王 子 工 場			
有配偶	325人	無配偶	860人	有配偶	278人	無配偶	688人
男	296人	男	423人	男	227人	男	237人
女	39人	女	437人	女	51人	女	451人

出所：「明治前期の都市下層社会」

〇〇〇富〇身トナルベク(〇印は筆者)27)」というような結婚後も就労する者は極めて少なかった。例えば、明治初期の模範工場として市中の評判が良く、労働時間、福利厚生施設も良かった²⁸⁾大蔵省印刷局(明治7年設立)においてさえも、(表Ⅶ)のごとくであった。この表からわかるように本局と王子工場の合計でみれば有配偶者の女工は9.2%にすぎない。又、王子工場でみると40歳以上の女工は皆無であった²⁹⁾。繊維女工の場合は労働時間が、例えば明治初年の十基紡績の「日出時から日没時まで³⁰⁾」、あるいは大阪紡績の「明治16年8月から徹夜作業という画期的な企画を採用し、……間もなく他の会社の知るところとなりこれに倣うものが続出した³¹⁾。」のようにきわめて長時間であり、たとえ結婚後も勤続したとしても日々の生活の再生産に不可欠な家事労働、世代的な再生産としての育児を行い得なかった。

以上のように、明治初期の近代的工場における女子賃金は、生家のための口べらしとしての家計補助的賃金であり、又、前賃金という形での生家に対する家計補助的賃金であって、その女子労働者が自己の世帯を形成した後の家計補助ではなかった。すなわち、近代的女子労働者の賃金収入は、その生まれた「家」の家庭管理一父母、長兄・長女の生活の維持と再生産一に役立ったのであって、ほとんどの場合、本人自身の結婚後の家庭における生活の維持と再生産のための賃金収入ではなかったということである。

<引用文献及び注>

- 1) 労働省婦人少年局：「婦人労働の実情」、大蔵省印刷局、昭和55年、p.76.
- 2) 日本資本主義の確立をいつとするかについては諸説あるが、ほぼ通説とされている川上正道教授(「現代賃金論Ⅱ」)に従った。
- 3) 川上正道：「現代賃金論Ⅱ」青木書店、昭和48年、p.25～26.
- 4) 大河内一男：「大河内一男集・第六巻・国民生活論」労働旬報社、昭和55年、p.250.
- 5) 川上正道：上掲書、p.22.
- 6) イギリスにみられる先進資本主義国における所の自生的な小生産者型の原蓄過程ではなく、日本においては急速な形で国家権力の下に原蓄過程が推進された。
- 7) 横須賀海軍工廠編：「横須賀海軍船廠史」原書房、昭和54年、覆刻原本は大正4年刊、p.5～6、ふりがなは筆者による。
- 8) 同上書、p.4.
- 9) 同上書、p.4.
- 10) 富岡製糸場誌編さん委員会編：「富岡製糸場誌」、富岡市教育委員会発行、昭和52年、p.7～8.
- 11) 横須賀海軍工廠編：上掲書、p.7.
- 12) 労働運動史料委員会編：「日本労働運動史料、第十巻、統計篇」労働運動史料刊行委員会刊行、昭和34年、p.40. 原資料は農商務省「米穀統計年報」で、深川市場正米価格(御売価格)である。
- 13) 大里勝馬編：「明治以降、本邦主要経済統計」、日本銀行統計局、昭和41年、p.72.
- 14) 横須賀海軍工廠編：上掲書、p.231～232.
- 15) 富岡製糸場誌編さん委員会編：上掲書、p.324. 原資料は「嬌恋村の民俗」群馬県民俗調査報告書。
- 16) 富岡製糸場誌編さん委員会編：上掲書、p.328. 国司チカ談。
- 17) 富岡製糸場誌編さん委員会編：上掲書、p.154～155. 年給を休日(週休一日及び年末年始、盆の休日)を考慮して300で除して日給へ換算した。
- 18) 東洋経済新報社：「明治・大正、国勢総覧」、東洋経済新報社、昭和4年、p.568. 原資料は貨幣制度調査会のもので、それから算出した。
- 19) 東洋紡績70年史編集委員会：「東洋紡績70年史」東洋紡績株式会社、昭和28年、p.226.
- 20) 労働運動史料委員会：上掲書、p.270. 原資料は東京統計協会「統計集誌第1号」(明治13年)
- 21) 富岡製糸場誌編さん委員会編：上掲書、p.556.
- 22) 労働運動史料委員会：上掲書、p.274. 原資料は集計院・内閣統計局「日本帝国統計年鑑」で、農作女は全国平均(中等)である。
- 23), 24), 25)：下女の賃金は日本労働運動史料資料からとり、月給を30で除して日給に換算した。又大工賃金は日本経済統計総覧から、綿糸力織女工、製糸女工、大工、鍛冶工は日本労働運動史料資料からとった。
- 26) 福澤諭吉：「民間経済録」(第三版)慶応義塾出版社、明治13年、p.3. この第1版が何時出版されたかわからないが、福澤諭吉のいう時期は明治10前後と思われる。
- 27) 富岡製糸場誌編さん委員会編：上掲書、p.327. 原資料は「官令新誌」第9号。
- 28) 西田長寿編：「明治前期の都市下層社会」光生館、昭和45年、p.37～39.
- 29) 同上書：p.43より算出した。
- 30), 31) 東洋紡績70年史編集委員会：上掲書 p.206～208.